

「受注者が施工時期を選択できる工事（フレックス工事）」の試行要領（令和6年3月18日改正）新旧対照表

改正内容	新（改正後）	旧（現行）
<p>最終改正日の改正</p> <p>対象工事の見直し</p> <p>附則の追加</p>	<p>「受注者が施工時期を選択できる工事（フレックス工事）」の試行要領 （制定平成4年6月29日土木部長通知 <u>令和6年3月18日</u>最終改正）</p> <p>2 制度の概要 <u>土木部が所管及び受託する工事の一部</u>について、受注者が与えられた一定の期間内で施工時期を選択することができる制度を設けるものである。 この制度により実施する工事を「フレックス工事」と呼ぶこととする。</p> <p>(3) 本制度になじまない工事 次のアからキに掲げる工事はフレックス工事の対象としてはならない。 ア 工期日数（標準工期又は積上げ工期の日数）にフレックス期間を加算した日数が、年度内に納まらない工事（ただし、債務負担行為の工事を除く） イ 緊急性のある工事 ウ 竣工または供用開始日が定められている工事 エ 設計変更や工事中止による工期の大幅な変更等が予想される工事 オ _____ カ _____ 工事執行権者がフレックス工事になじまないと判断した工事</p> <p>附 則 この要領は、平成4年7月1日以降に入札する工事から適用する。 附 則 この要領は、平成16年4月1日以降に入札する工事から適用する。 附 則 この要領は、平成24年4月1日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、平成25年4月1日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、平成27年4月1日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、平成29年4月1日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和2年6月1日以降に起工する工事から適用する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。</u></p>	<p>「受注者が施工時期を選択できる工事（フレックス工事）」の試行要領 （制定平成4年6月29日土木部長通知 <u>令和2年5月20日</u>最終改正）</p> <p>2 制度の概要 <u>土木部が所管する工事の一部</u>について、受注者が与えられた一定の期間内で施工時期を選択することができる制度を設けるものである。 この制度により実施する工事を「フレックス工事」と呼ぶこととする。</p> <p>(3) 本制度になじまない工事 次のアからキに掲げる工事はフレックス工事の対象としてはならない。 ア 工期日数（標準工期又は積上げ工期の日数）にフレックス期間を加算した日数が、年度内に納まらない工事（ただし、債務負担行為の工事を除く） イ 緊急性のある工事 ウ 竣工または供用開始日が定められている工事 エ 設計変更や工事中止による工期の大幅な変更等が予想される工事 オ <u>他部局からの受託工事</u> カ 工事執行権者がフレックス工事になじまないと判断した工事</p> <p>附 則 この要領は、平成4年7月1日以降に入札する工事から適用する。 附 則 この要領は、平成16年4月1日以降に入札する工事から適用する。 附 則 この要領は、平成24年4月1日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、平成25年4月1日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、平成27年4月1日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、平成29年4月1日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和2年6月1日以降に起工する工事から適用する。</p>